
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.351 2023/5/23

1 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」(厚生労働省)について

5月19日、厚生労働省が所管する食品衛生や水道の業務を、消費者庁や国土交通省などに移管する改正厚労省設置法などが参院本会議で可決、成立した。

これは、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行うというもの。

消費者庁に移管されるのは、食品添加物の指定や規格基準の策定などの「基準行政」で、規格基準に違反した食品の取り締まりなどの「監視行政」は引き続き厚生労働省が担う。施行は令和6年4月1日。

【生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要】

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。

② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。

② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

参議院議案情報

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/211/meisai/m21108021>

[1045.htm](#)

厚生労働省生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案
(令和5年3月7日提出)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/211.html>